

R7.4 改正

チャイルドシート購入費の補助をします

おめでとうございます。

大山町では、乗車中のお子様の安全を守るために、チャイルドシートの購入費補助を行っています。

対 象 ●町内に住所を有する保護者で、1歳未満の乳児のために国土交通省などで定める安全基準に適合するチャイルドシートを新品で購入した方
(ジュニアシートは、対象外)

補助金の額 ●乳児1人につき1台、1回限り購入費の1/2で5千円を限度として補助(100円未満切捨の金額)
※R7年4月から変更になりました。

申 請 方 法 申請のとき、下記のものをお持ちください。
●チャイルドシートを購入したことのわかる領収書(レシートでも構いません)
●品質保証書等の写し(メーカーと品名がわかるもの)
●通帳等振込口座のわかるもの
(町に口座の登録がない方のみ)

※ チャイルドシートを購入した日から6か月以内(出生前に購入したもののについては、出生日から3か月以内)に申請してください。

※ お子様の出生後に申請してください。
(申請書に、お子様の名前と生年月日を書く必要があります)

※ 転入された方については、一定の要件があります。

ご不明な点がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

大山町役場 こども課(保健福祉センターなわ) 0859-54-5205

